

新旧対照表

関西圏 国家戦略特別区域 区域計画

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>1 略</p> <p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(16) 略</p> <p>(17) 名称:国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業 内容:外国人農業支援人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例 <u>(平成31年4月1日から規制の特例措置が全国展開)</u></p> <p>国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、京都府全域において、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、外国人農業支援人材を受け入れる事業を実施する。【平成30年4月を目途に実施】</p> <p>以下 略</p> | <p>1 略</p> <p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(16) 略</p> <p>(17) 名称:国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業 内容:外国人農業支援人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例 <u>(国家戦略特別区域法第16条の5に規定する国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業)</u></p> <p>国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、京都府全域において、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、外国人農業支援人材を受け入れる事業を実施する。【平成30年4月を目途に実施】</p> <p>以下 略</p> |

新旧対照表

新潟市 国家戦略特別区域 区域計画

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>1 略</p> <p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(9) 略</p> <p>(10) 名称:国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業 内容:外国人農業支援人材の受入に係る出入国管理及び難民認定法の特例 <u>(平成31年4月1日から規制の特例措置が全国展開)</u></p> <p>国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、新潟市全域において、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、外国人農業支援人材を受け入れる事業を実施する。【平成30年4月を目途に実施】</p> <p>以下 略</p> | <p>1 略</p> <p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(9) 略</p> <p>(10) 名称:国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業 内容:外国人農業支援人材の受入に係る出入国管理及び難民認定法の特例 <u>(国家戦略特別区域法第16条の5に規定する国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業)</u></p> <p>国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、新潟市全域において、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、外国人農業支援人材を受け入れる事業を実施する。【平成30年4月を目途に実施】</p> <p>以下 略</p> |

新旧対照表

沖縄県 国家戦略特別区域 区域計画

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>1 略</p> <p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(4) 略</p> <p>(5) 名称:国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業 内容:外国人農業支援人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例 <u>(平成31年4月1日から規制の特例措置が全国展開)</u></p> <p>国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、沖縄県全域において、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、外国人農業支援人材を受け入れる事業を実施する。【平成30年4月を目途に実施】</p> <p>以下 略</p> | <p>1 略</p> <p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(4) 略</p> <p>(5) 名称:国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業 内容:外国人農業支援人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例 <u>(国家戦略特別区域法第16条の5に規定する国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業)</u></p> <p>国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、沖縄県全域において、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、外国人農業支援人材を受け入れる事業を実施する。【平成30年4月を目途に実施】</p> <p>以下 略</p> |

新旧対照表

愛知県 国家戦略特別区域 区域計画

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>1 略</p> <p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(10) 略</p> <p>(11) 名称:国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業 内容:外国人農業支援人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例 <u>(平成31年4月1日から規制の特例措置が全国展開)</u></p> <p>国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、愛知県全域において、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、外国人農業支援人材を受け入れる事業を実施する。【平成30年4月を目途に実施】</p> <p>以下 略</p> | <p>1 略</p> <p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(10) 略</p> <p>(11) 名称:国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業 内容:外国人農業支援人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例 <u>(国家戦略特別区域法第16条の5に規定する国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業)</u></p> <p>国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、愛知県全域において、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、外国人農業支援人材を受け入れる事業を実施する。【平成30年4月を目途に実施】</p> <p>以下 略</p> |